

Q2

顧問をしている課外活動の合宿中に、男子学生が酒に酔って、集団で複数の女子学生に性的な行為をしようとしてしまいました。翌日お互いに話し合い、男子学生側が謝罪をして解決したかに見えました。しかし後日、「あれはふざけただけ」と反省の色のない男子学生を、先輩学生が殴って怪我をさせ、さらに、被害者の女子学生の一人が「退部し、慰謝料を支払わなければ、ネット上にこのことをアップする」と、男子学生側に書類を送ったとのこと。このような事態について、部員から相談を受けた場合、どのように対応すればいいのでしょうか。

A2

普段はまじめでごく普通にみえる学生も、**飲酒**により抑制が効かなくなることはあります。そのような問題は若い学生ばかりではなく、大人社会でもしばしば見聞きすることですが、それが犯罪とみなされるかどうかは、時代の変化と関連があります。つまり、欧米に比べて、日本には飲酒による逸脱行動に対しては寛容な文化があり、特に男性が女性に対して、からかい半分に多少暴力的な行動をしても許される風潮がごく最近までありました。しかし、ジェンダーによる差別が問題視される今日では、たとえからかい半分であっても、このような学生の行動は**性的暴力**であり、犯罪行為と考えられます。

この例の女子学生も「(相手が) 謝ったのだから仕方ない」と一度は我慢しようとしたのですが、心に納まりきらない思いがあったと考えられます。しかし、それを理由にして、退部を強要し、金品を要求し、それに応えなければ、「ネット上にアップする」というのは、相手を脅していることになり、これも**犯罪的行為**にあたります。また、先輩学生の行為は正義感から出たものだとしても、けがをさせるような行為は暴行であり、決して許されることではありません。

教職員として、このような相談を受けた場合にまず大切なことは、大学は警察や裁判所ではなく「教育の場」であるという大前提を忘れないことです。加害者と被害者を生み出した不幸な出来事ですが、何があったのかを学生が自覚し、そこから人間としてあるべき生き方を学べるような対応が求められます。具体的には、相談に訪れた学生の不利益が生じないように配慮しつつ、当事者となった学生それぞれから、その時の状況や気持ちを丁寧に聴くことが大切です。加害者とされる学生の側にも、過去の傷つきや、乗り越えるべき心理的課題を抱えている可能性があります。聴く姿勢をこちらが示せば、こころを開いて正直に話してくれることが多いものです。その上で、過度の飲酒による逸脱行動、暴力や脅迫など犯罪的行為は決してしてはならないこと、また、自分をコントロールする力が、これから社会に巣立つ大学生に求められることを、明確に伝える指導が必要です。

また、場合によって、それらの学生の行動が学則上の処分の対象になる可能性を伝え、教職員として厳しい姿勢を見せることが大切です（処分の決定に至る手続きの流れについては、本書 12 頁を参照）。話の内容から犯罪性が高いと判断された場合は、被害者に学生部に届け出るよう促したり、同行することが必要です。関係者の話し合いの経過によっては、警察へ訴えたり、出頭したりするよう勧める場合もあるかもしれません。いずれにしても、当事者の学生が指導に納得せず、それ以上の対応が難しいと思われるときは、学生部に相談してください。加害・被害に関わらず、こころのケアが必要と感じられる学生については、学生相談室の利用を勧めるか、一緒に来室してください。

さらに、このような学生は、同様の行動を再度繰り返す可能性もありますので、教職員間で情報を共有し、連携を図りながら、学生たちを見守り適切な支援をすることも必要です。この機会をとらえて家族（保護者）にも連絡をとり、学生を支える協力者になっていただくことが有効にはたらく場合もあります。